

議案第 7 4 号

過疎地域における京丹後市税条例の特例に関する条例の一部改正について

過疎地域における京丹後市税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

京丹後市過疎地域持続的発展市町村計画が、令和 8 年 3 月 2 7 日に議決され、これにより産業振興促進区域の計画期間が延長されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

過疎地域における京丹後市税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域における京丹後市税条例の特例に関する条例（平成１６年京丹後市条例第８１号）の一部を次のように改正する。

第２条中、「令和８年３月３１日」を「令和９年３月３１日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の過疎地域における京丹後市税条例の特例に関する条例の規定は、令和８年４月１日以後に取得等をした特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対して課する固定資産税の課税免除について適用する。

過疎地域における京丹後市税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例
(平成 16 年京丹後市条例第 81 号) 新旧対照表

現行	改正案
過疎地域における京丹後市税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例 平成 16 年 4 月 1 日 条例第 81 号 (趣旨) 第 1 条 (略) (特例措置) 第 2 条 市長は、法第 2 条第 2 項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業(法第 23 条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備の取得等(取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては、改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう。)のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。)をした者で、かつ、次の各号に掲げる要件を全て満たすものに係る固定資産税の課税を免除する。 (1) (略) (2) (略) 第 3 条～第 7 条 (略)	過疎地域における京丹後市税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例 平成 16 年 4 月 1 日 条例第 81 号 (趣旨) 第 1 条 (略) (特例措置) 第 2 条 市長は、法第 2 条第 2 項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和 9 年 3 月 31 日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業(法第 23 条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備の取得等(取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては、改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう。)のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。)をした者で、かつ、次の各号に掲げる要件を全て満たすものに係る固定資産税の課税を免除する。 (1) (略) (2) (略) 第 3 条～第 7 条 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の過疎地域における京丹後市税条例の特例に関する条例の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に取得等をした特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対して課する固定資産税の課税免除について適用する。</u>